

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価について

1 見附市障害者自立支援協議会での評価

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、県知事が必要と認める場合には、事業所の指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を県知事に提出するものとされています。

見附市においては、この協議会等は見附市障害者自立支援協議会を指します。

（指定基準省令 第213条の10、解釈通知4（3）④）

【日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による資料提出及び説明について】

事業者が運営方針や活動内容等を説明しますので、別添確認書を参考に評価し、要望や助言をお願いします。

《参考》

- 「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。
- 対象者は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を想定するものです。
- 報酬については、日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられています。1日単位で選択する仕組みですので、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。加算については、介護サービス包括型と比較すると、算定できないものがあります。